

配慮願い等の提出の流れ(特別支援学校)

対応	沖縄県教育庁(県立学校教育課)	特別支援学校高等部(高支等含む)	中学校、特別支援学校中学部
確認事項	○学力検査等に際しての配慮を行う。 (ただし、中学校等において日頃から同様の支援や配慮が行われていること)	○県立特別支援学校入学者選抜において要項「7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い」を確認し、「受検上の配慮」について校内で共通理解を行っておくこと。	○「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、日頃から適切な支援、配慮を行うこと。 ○特別支援学校 日程・改正点資料のQ&A(Q12)に記載された内容を確認する。 ○志願前相談の際に、配慮願い提出の予定があることを志願先校へ伝えておく。 ○別紙1(配慮の具体例)に記載のない配慮を希望する場合や気になる点がある場合、県立学校教育課に事前に連絡し状況等を確認、説明等を行う。
10 月 末 日	(2)配慮願い受付 申請書類を確認した後、県立学校教育課「受付日」を中学校(中学部)へ連絡。	学校代表端末等からメールで送信 (郵送は不要) 送信する際には、 (1)①～③を申請者毎に1つのpdfファイルにまとめる。 (2)申請者の人数分のpdfファイルを「〇〇中_送信月日」のフォルダに入れて圧縮し、パスワードをかける。 (3)ファイルを担当者宛に送信する。	(1)配慮願いをとりまとめ・メールで県立学校教育課へ提出 ※:10/30 ①「学力検査等に際しての配慮願」 「第16号様式」(特支高) ②診断書等の原本(または写し)(各種発達検査結果等も含む)、もしくは身障者手帳等の写し ③その他必要な書類(「個別的教育支援計画」) ※①～③の紙文書については、出願時に提出するので中学校で保管。
11～ 12月	(3)配慮審査 ↓ 審査・検討の上、必要であれば中学校・高校へ問い合わせ		
12 月 下 旬	(4)配慮可否通知 ④「配慮可否通知一覧」 ⑤「学力検査等に際しての配慮可否通知」 志願先特別支援学校で対応する配慮の種類や人数等において、検査会場・施設	(5)配慮可否受け取り ↓ (6)配慮希望者へ連絡 ※⑤については、出願時に必要になるので、出願まで中学校で保管。 疑義等がある場合は、県立学校教育課へ問い合わせ (検査会場計画・試験監督割り振り計画等の作成)	
出 願 時		(8)志願書類受付	(7)配慮願い提出 (志願書類とあわせて志願先校へ提出) ①「学力検査等に際しての配慮願」 「第16号様式」(特支高) ②診断書等の原本(または写し)(各種発達検査結果等も含む)、もしくは身障者手帳等の写し ③その他必要な書類(「個別的教育支援計画」)
再 出 願	(10)出願状況の確認	(9)出願状況の報告 (※:2/16)	
選 抜 準 備		(11)配慮措置の準備 ・配慮等について、確認上必要があれば県立学校教育課へ連絡・調整。 ・配慮実施にあたって、確認上必要があれば中学校・中学部へ連絡・調整。	・配慮等について、確認上必要があれば、受検先校へ連絡・調整。
選 抜 時		(12)学力検査等における配慮措置の実施	

※ 内部進学生(同一校内での受検生)については、校内で配慮についての検討を行う。
質問等については県立学校教育課で受け付ける。